

中心市街地活性化協議会について

1 法制化される組織「中心市街地活性化協議会」

基本計画の作成にあたって意見を聴くべき相手（第9条第4項関係）

- ・市町村は、基本計画を作成しようとするときは、基本計画に定める事項について、以下の者の意見を聴かなければならない。
- ・中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、当該中心市街地活性化協議会の意見を聴かなければならない。
- ・中心市街地活性化協議会が組織されていない場合には、商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

中心市街地活性化協議会に関する規定（第15条関係）

組織化について

- ・共同設立者（第15条第1項関係）

協議会は、中心市街地の都市機能の増進、または、経済活力の向上のそれぞれを総合的に推進するための調整にふさわしい、以下の者が共同で組織できる。

中心市街地整備推進機構

良好な市街地形成等を目的に設立された会社

商工会又は商工会議所

商業等の活性化を図ることを目的に設立された公益法人又は特定会社

- ・協議会に参加することができる者（第15条第4項関係）

市街地の整備改善のための事業を行う者

都市福利施設整備事業者

公営住宅整備、共同住宅供給及び居住環境向上事業者

商業活性化のための事業を行う者

公共交通機関の利便増進事業を行う者

特定事業を実施しようとする者

認定基本計画及びその実施に密接な関係を有する者

市町村

中心市街地の活性化に必要な事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該中心市街地をその区域に含む市町村であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

- ・協議会に協力を求められる者（第 15 条第 8 項関係）
開発・整備、医療福祉、治安・防災、教育文化、環境・コミュニティ、交通、地域メディア、地域経済、観光に関する者など

役割について（第 15 条第 9 項関係）

- ・下記に掲げる事項について協議の上、市町村に対し意見を述べる。
 - 市町村が作成しようとする基本計画
 - 認定基本計画
 - 認定基本計画の実施に関し必要な事項
- ・中心市街地の活性化のために必要な事項について協議

協議結果の尊重について（第 15 条第 10 項関係）

- ・協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

2 富山市における中心市街地活性化協議会の立上げ

平成 18 年 5 月 19 日 中心市街地活性化協議会設立準備会
改正法の施行に合わせて、協議会を立ち上げることを確認した。

【設立準備会委員】

富山商工会議所 濱谷専務理事
(株)まちづくりとやま 松井代表取締役副社長
富山市 笠原助役
(株)北陸銀行 川合取締役副頭取
(株)大和 久郷富山店長
富山市商店街連盟 黒田会長
(株)シー・エー・ピー 山下代表取締役社長

平成 18 年 8 月 22 日 中心市街地活性化法（改正法）の施行

平成 18 年 8 月 23 日 第 1 回富山市中心市街地活性化協議会幹事会
協議会規約等について、事前確認

平成 18 年 8 月 30 日 第 1 回富山市中心市街地活性化協議会
協議会規約等について決定する予定（協議会の設立）
設立準備会委員に北陸電力(株)、富山商工会議所女性会を加えて、
10 団体で組織する予定